

令和5年川辺町議会第2回定例会
令和5年6月6日(火) 午前9時00分開会

議事日程(第1号)

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 (報告第 1号) | 令和4年度川辺町一般会計及び川辺町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第 5 (報告第 2号) | 令和4年度川辺町水道事業会計予算及川辺町下水道事業会計予算繰越計算書 |
| 日程第 6 (承認第 3号) | 専決処分について承認を求める件
《川辺町税条例の一部を改正する条例》 |
| 日程第 7 (承認第 4号) | 専決処分について承認を求める件
《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》 |
| 日程第 8 (承認第 5号) | 専決処分について承認を求める件
《川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例》 |
| 日程第 9 (承認第 6号) | 専決処分について承認を求める件
《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》 |
| 日程第10 (承認第 7号) | 専決処分について承認を求める件
《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第6号)》 |
| 日程第11 (承認第 8号) | 専決処分について承認を求める件
《令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)》 |
| 日程第12 (承認第 9号) | 専決処分について承認を求める件
《令和5年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》 |
| 日程第13 (同意第 2号) | 川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件 |
| 日程第14 (同意第 3号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第15 (同意第 4号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第16 (同意第 5号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第17 (同意第 6号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第18 (同意第 7号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第19 (同意第 8号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第20 (同意第 9号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第21 (同意第10号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第22 (同意第11号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第23 (同意第12号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第24 (同意第13号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第25 (同意第14号) | 川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件 |

日程第26 (議案第20号)	消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について
日程第27 (議案第21号)	学校給食配送者購入契約の締結について
日程第28 (議案第22号)	川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例
日程第29 (議案第23号)	川辺町第5次総合計画の変更について
日程第30 (議案第24号)	令和5年度川辺町一般会計補正予算 (第1号)
日程第31 (議案第25号)	令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第32 (議案第26号)	令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第33 (議案第27号)	令和5年度川辺町水道事業会計補正予算 (第1号)
日程第34 (議案第28号)	令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算 (第1号)

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員 (8名)

議長 佐伯 雄幸	副議長 櫻井 芳男	1番 石原 利春
3番 瀬尾 俊春	4番 市原 敬夫	7番 古川 政久
8番 平岡 正男	9番 井戸 三兼	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	林 正和
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9時00分)

◎議長(佐伯雄幸君) 皆さん、おはようございます。令和5年川辺町議会第2回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和5年第2回川辺町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。開会にあたり、注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症は5類に引き下げられ、本定例会からマスク着用については、個々の判断といたしますが、引き続きの感染防止対策として、パーテーションは設置したままとし、自席で発言される場合は、飛沫を防止するため、着座にて行ってください。

また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いします。

なお、本議会においては、議会のデジタル化の一環として、タブレット端末を活用し議会運営を行っておりますのでよろしくをお願いします。

招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 本日ここに、令和5年川辺町議会第2回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに新型コロナウイルス感染症への対応についてです。先月5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されました。これにより特措法に基づくさまざまな要請は終了となりました。しかしながら、感染力が強く、条件が揃えば一気に感染が拡がること、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクが高いこと、感染後の後遺症に苦しむことがあるなど、新型コロナウイルスの実態は依然として何ら変わるものではありません。

こうした状況を踏まえ、岐阜県からは、基本的な感染対策として、こまめな手洗い・消毒、定期的な換気が推奨されています。また、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用の判断は個人の判断に委ねることを基本としつつ、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用が推奨されています。町民の皆さまにおかれましては、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮していただきながら、引き続きそれぞれの場面に沿った対応をお願いいたします。

ワクチン接種については、初回接種の完了している65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などは、令和5年度春開始接種にて、無料で接種を受けることが可能ですので、御検討をお願いいたします。

さて、我が国で初めての感染者が確認された令和2年1月から3年と5カ月が経過しま

した。この間、さまざまな活動が制限され、人と人との繋がりや、社会経済活動に大きな影響が及びましたが、少しずつコロナ禍前の状況に戻りつつあります。

今月18日には川辺漕艇場にて「第11回かわべ清流レガッタ」の開催を予定しております。昨年は、参加クルーを町内に限定し、規模を縮小しての開催でしたが、今年は町外クルーの募集も受け付け、町内外合わせて48クルーの参加、20レースの予定となっております。この「かわべ清流レガッタ」は、人々の交流と親睦を深めることを目的に、町のシンボルである川辺ダム湖にて開催するものです。ボートを通して、町内外の皆さまと交流できる機会を再開できることを大変、嬉しく思っております。現在、大会の成功に向け、最終の準備をしているところでございますので、町民の皆さまにおかれましても、ぜひ川辺漕艇場へお越しいただき、クルーへの熱い声援をお願いいたします。

また、8月12日土曜日には、川辺町の夏の風物詩である「川辺おどり花火大会」の4年ぶりの開催が検討されています。町民の皆さまはもちろん、町外の皆さまにも楽しんでいただけるよう、町としても関係各所と協力し、安心安全な開催に向け、検討を進めて参りますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

次に物価高騰対策についてです。総務省が先月19日に発表した「令和5年4月分の消費者物価指数」によれば、総合指数は前年同月比3.5%の上昇で、前年同月を上回るのはこれで20カ月連続となりました。前年同月比の寄与度が高い項目としては「調理食品」「外食」「菓子類」「肉類」などが挙げられております。また、新聞等によれば、6月には、電気代や人件費の上昇を背景に調味料やカップ麺など3千575品目の食品が値上げする予定であり、この値上げは少なくとも秋まで続く見通しであるとの報道もされております。

このようにエネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、町民の皆さまの生活や地域経済への影響が続いている中で、国は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額措置を決定しました。この決定を受け、当町においても、この交付金を活用し、住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を給付する「生活支援金給付事業」と、町内の店舗で使用可能な商品券1人あたり5千円分を配付する「商品券発行事業」を実施するために、必要な予算について今議会にて提案させていただいております。引き続き物価高騰の影響を受けている世帯や事業者に対する支援に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件7件、人事案件13件、契約案件2件、条例案件1件、予算案件5件、その他案件1件の計31案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 本日の議事日程はお手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規

則第126条の規定により、議席番1番 石原利春君及び3番 瀬尾俊春君の2名を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る5月26日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から16日までの11日間としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

それでは、議案等の審議については、第2回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしくお願ひします。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり、「令和5年3月20日 川監第34号」、「令和5年4月20日 川監第2号」、「令和5年5月22日 川監第4号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号「令和4年度川辺町一般会計及び川辺町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長(重本佳明君) 報告第1号「令和4年度川辺町一般会計及び川辺町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書」について説明

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第1号は終了しました。

日程第5 報告第2号「令和4年度川辺町水道事業会計予算及び川辺町下水道事業会計予算繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎上下水道課長(渡辺英樹君) 報告第2号「令和4年度川辺町水道事業会計予算及び川辺町下水道事業会計予算繰越計算書」について説明

◎議長(佐伯雄幸君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第2号は終了しました。

日程第6 承認第3号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。税務課長 佐伯政宣君。

◎税務課長(佐伯政宣君) 承認第3号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」について説明。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」は承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第4号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」、日程第8 承認第5号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例》」の2件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 林 正和君。

◎住民課長（林正和君） 承認第4号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」、日程第8 承認第5号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例》」について説明。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論、採決は個々に行います。

最初に承認第4号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

次に承認第5号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第5号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第6号「専決処分について承認を求める件《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。健康福祉課長 横田博生君。

◎健康福祉課長（横田博生） 承認第6号「専決処分について承認を求める件《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》」について説明

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第6号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分について承認を求める件《川辺町介護保険条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

◎議長（佐伯雄幸君） 日程第10 承認第7号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算（専決第6号）》」、日程第11 承認第8号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）》」、日程第12 承認第9号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》」の3件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 林正和君。

◎住民課長（林正和君） 承認第7号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算（専決第6号）》」、承認第8号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）》」、承認第9号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》」について説明

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論、採決は個々に行います。

最初に承認第7号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第7号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算（専決第6号）》」は、承認することに決定いたしました。

次に承認第8号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第8号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）》」は、承認することに決定いたしました。

次に承認第9号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第9号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号「専決処分について承認を求める件《令和5年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》」は、承認することに決定いたしました。

日程第13 同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法及び川辺町固定資産評価審査委員会条例に基づき、3名の委員の方々に職務にあたっていただいております。そのうちのお一人でございます佐藤雅彦氏におかれましては、令和5年8月8日をもって任期が満了となります。佐藤雅彦氏は、委員としてまことに適任であり、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。同氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。なお、任期につきましては、令和8年8月8日まででございます。以上、よろしく御審議のうえ、同氏の選任につきまして、御同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第14 同意第3号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」から
日程第24 同意第13号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」までの
11件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 同意第3号から同意第13号まで一括して、御説明申し上げます。いずれの同意案件につきましても、現在の農業委員の任期が令和5年7月19日をもちまして満了することに伴い、新たな農業委員を任命するため、議会の同意をお願いするものでございます。

はじめに、同意第3号から同意第5号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」につきまして御説明申し上げます。

同意第3号につきましても、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定による認定農業者を農業委員会委員として任命したく、同法第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 小栗宗治
住所 川辺町中川辺1342番地
生年月日 昭和25年1月20日

同意第4号につきましても、同じく農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定による認定農業者を農業委員会委員として任命したく、同法第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 福田隆夫
住所 川辺町下川辺813番地3
生年月日 昭和28年3月15日

同意第5号につきましても、同じく農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定による認定農業者を農業委員会委員として任命したく、同法第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 牧田加津己
住所 川辺町比久見1426番地1
生年月日 昭和36年11月17日

次に、同意第6号から同意第13号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」につきまして御説明申し上げます。

同意第6号につきましても、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 山口文江
住所 川辺町中川辺1619番地
生年月日 昭和19年6月1日

同意第7号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 大谷信雄
住所 川辺町西栃井416番地1
生年月日 昭和25年11月30日

同意第8号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 加藤宏幸
住所 川辺町鹿塩1614番地13
生年月日 昭和29年5月15日

同意第9号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 山田弘
住所 川辺町下飯田14番地1
生年月日 昭和27年3月7日

同意第10号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 井上幸子
住所 川辺町福島694番地
生年月日 昭和29年4月22日

同意第11号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 馬場誠
住所 川辺町下吉田650番地1
生年月日 昭和28年8月26日

同意第12号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 長谷川浩
住所 川辺町下麻生267番地2
生年月日 昭和26年6月18日

同意第13号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を農業委員会委員として任命したく、同法第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名 岩井恭子
住所 川辺町中川辺1396番地3
生年月日 昭和49年3月21日

なお、新たな農業委員の任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

以上、ご審議のうえ、同意第3号から同意第13号の農業委員の任命につきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

- ◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論、採決は個々に行います。最初に同意第3号の討論を行います。討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。
次に同意第4号の討論を行います。討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
これから同意第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。
次に同意第5号の討論を行います。討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
これから同意第5号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。
次に同意第6号の討論を行います。討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
これから同意第6号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。
（異議なしの声）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。
次に同意第7号の討論を行います。討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）
- ◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第7号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第7号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

次に同意第8号の討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第8号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第8号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

次に同意第9号の討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第9号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第9号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

次に同意第10号の討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第10号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第10号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

次に同意第11号の討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第11号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第11号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

次に同意第12号の討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第12号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第12号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

次に同意第13号の討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第13号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第13号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第25、同意第14号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により平岡正男君の退場を求めます。

(平岡正男君 退場)

◎議長(佐伯雄幸君) 本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 同意第14号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」につきまして、御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を農業委員会委員として任命いたしたく、同法第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏 名 平岡正男

住 所 川辺町石神914番地

生年月日 昭和20年6月18日

なお、任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。よろしく御審議のうえ、農業委員の任命につきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第14号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第14号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

平岡 正男 君の入場を求めます。

(平岡正男君 入場)

◎議長(佐伯雄幸君) 平岡正男君に報告します。ただいま農業委員会委員に同意されました。御苦労様ですがよろしくお願ひいたします。

それではここで、議場内換気のため休憩に入りたいと思います。再開時間を10時30分といたします。休憩といたします。

(休憩 午前10時15分)

(再開 午前10時30分)

◎議長(佐伯雄幸君) 日程第26 議案第20号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長(重本佳明君) 議案第20号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」を説明

◎議長(佐伯雄幸君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号「消防用小型動力可搬ポンプ積載車購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第21号「学校給食配送車購入契約の締結について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長(鈴木秀樹君) 議案第21号「学校給食配送車購入契約の締結について」を説明

◎議長(佐伯雄幸君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「学校給食配送車購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第22号「川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例」を議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第22号「川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例」について御説明申し上げます。

本件につきましては、平成19年度から国民健康保険の高額療養費の現物給付制度が開始され、平成21年度以降の貸付実績がなく、貸付制度及び貸付基金の必要性が低下しているため廃止するものでございます。

廃止条例の施行日は令和6年3月31日でございますが、川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例第5条の規定に係る申し込み期日については令和5年9月30日までとするものでございます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号につきましては総務委員会に付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第29 議案第23号「川辺町第5次総合計画の変更について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第23号「川辺町第5次総合計画の変更について」御説明申し上げます。

総合計画は、町が行財政運営を進めるための根拠であり「まちづくり」の方向性と方策を進める指針となるもので、町においては行政の各分野における最上位の計画でございます。

現在推進しております「川辺町第5次総合計画」は、平成27年度を始期とし、目標年次が令和6年度となっております。通常であれば、令和6年度には次期総合計画である「第6次総合計画」の基本構想について議決を行う必要があります、ひいては、本年度中に策定作業に取り掛かる必要があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症蔓延からの社会経済の回復、世界的なエネルギー・食料価格等における物価高騰など、社会情勢を取り巻く環境は今しばらく不安定な状況にあると考えられます。

また、本町におきましても「小学校再編計画」「中川辺駅西地区周辺整備事業」「企業進出への対応」の3大プロジェクトをはじめ、各種事業に対する先行きを見極め、今後の財政状況を勘案しながら事業を推進していく必要があります、さらに、令和7年5月には、町長選挙が執行されることから、町長の方針を反映した総合計画の検討及び調整に十分な期間を確保する必要があるものと考えます。

これらの状況を鑑み、適切な時期における計画を策定するため、現行計画の目標年次を令和8年度までとする2年間の延伸をお願いするものでございます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号につきましては総務委員会に付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第30 議案第24号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」、日程第31 議案第25号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第32 議案第26号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第33 議案第27号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第34 議案第28号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」の5件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第24号から議案第28号まで、各会計の補正予算案件につきまして一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第24号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に9千56万6千円を追加し、予算総額を、54億8千937万9千円とするものでございます。

併せて、地方債補正では、道路路側維持修繕事業を追加し、樫鳥排水路改修事業、雌鳥排水路改修事業、道路舗装維持補修事業を変更するものでございます。

主な補正の内容につきましては、昨今の電力・ガス・食料品など、物価高騰の影響を受けておられる町民の皆様に対する家計支援、町内事業者への事業継続支援といたしまして、町内の店舗で使用可能な商品券、1人5千円分を、等しく全町民の皆様へ配布する「商品券発行事業」に係る所要額を計上させていただいております。

また、これに加え、更なる生活支援策といたしまして、住民税が非課税となっておられる世帯へは、1世帯3万円を給付する、「生活支援金給付事業」に係る費用も、新たに計上させていただいております。

なお、この2事業に係る財源といたしましては、今年度も国から交付される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただくこととしております。

また、高等学校への就学準備などを控える中学3年生を対象に、1人3万円を支給する「岐阜県高等学校就学準備等支援金補助金」に係る事業費も計上させていただいております。町といたしましても、物価高騰の影響を受けておられる、町民の皆様への支援につきましては、これら施策の実施も含め、力強く支援してまいります。

そのほかの補正内容といたしましては、厚生労働省から、今年度の新型コロナウイルスワクチン接種についての新たな方針が示され、これに対応するためのワクチン接種事業費を増額する補正を計上したほか、「中川辺駅西地区周辺整備事業」に係る設計業務費・用地

取得費など、事業の進捗状況に合わせ、所要額を見直し、減額の補正をさせていただいております。

また、人事異動等に伴う人件費についても減額の補正をさせていただいております。なお、歳入歳出における財源の余剰分につきましては、小学校建設基金へ積み立てることとしております。

次に、議案第25号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に、132万2千円を追加し、予算総額を9億6千828万5千円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、出産育児一時金の支給額の引き上げに伴う保険給付費を増額するもので、これに伴う歳入における財源の不足分は、一般会計からの繰入金及び繰越金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第26号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に8万円を追加し、予算総額を9億4千848万5千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費の補正であります。なお、これに伴う歳入における財源の不足分は、繰越金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第27号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入で84万円、収益的支出で84万円をそれぞれ増額し、資本的収入で39万円、資本的支出で38万7千円をそれぞれ減額するものでございます。

補正内容につきましては、人事異動による人件費について補正するものでございます。

最後に、議案第28号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入で10万8千円、収益的支出で10万8千円をそれぞれ減額し、資本的収入で12万5千円、資本的支出で12万5千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、人事異動による人件費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号から議案第28号までの5件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第28号までの5件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、6月7日から6月15日までの9日間を休会にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、6月7日から6月15日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。次回は、6月16日、金曜日、午前9時から
の再開といたします。本日はこれで散会といたします。皆さん大変御苦勞様でした。

(閉会 午前10時50分)

令和5年川辺町議会第2回定例会

令和5年6月16日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 (議案第22号) 川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例
- 日程第 3 (議案第23号) 川辺町第5次総合計画の変更について
- 日程第 4 (議案第24号) 令和5年度川辺町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 (議案第25号) 令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 (議案第26号) 令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 (議案第27号) 令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 (議案第28号) 令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 佐伯 雄幸	副議長 櫻井 芳男	1番 石原 利春
3番 瀬尾 俊春	4番 市原 敬夫	7番 古川 政久
8番 平岡 正男	9番 井戸 三兼	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	竹内 康人
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前9時00分)

◎議長(佐伯雄幸君) 皆さん、おはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。再開にあたり、注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行って下さい。また、議場内の換気のため、休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許可します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は、一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内とします。一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。再質問に対する答弁は、自席から着座にて行ってください。それでは、一般質問を始めます。議席番号9番 井戸三兼君。

◎9番(井戸三兼君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。質問は耕作放棄地対策についてでございます。

耕作放棄地は、全国で42万3,000ha(農林水産省2017年発表)あり、40年間で3.3倍となっています。今では、さらに面積が拡大し、川辺町でも近年こうした放棄地が拡大しています。

耕作放棄地は、維持管理がされておりませんので、土壌の質が悪化していくこと、害虫や雑草が発生しやすく、また、鳥獣も現れやすくなり、近隣の民家や住民にまで被害を与える恐れがあることから、生活に様々な影響を及ぼすこととなります。

農業者の高齢化や若者の農業離れが進むにつれて、耕作放棄地が増え、荒廃し作物の栽培が不可能な農地(荒廃農地)となっていくます。

農家あるいは、ボランティア活動をされている皆さんに対し、「草刈機の音がうるさい、ゴミが飛ぶ、車に石が当たった」等の苦情が多くあり、このまま推移すると苦情事故に個人では対応できないこととなります。

道路付近の草が伸び放題になり、子どもの通学路に対しても交通安全上問題がある等といった相談が寄せられます。町道、農道の総延長の草刈り管理を、町が実施すると膨大な費用が掛かることは火を見るより明らかであるのであれば、善意に頼り、現制度を見直して、「事故保険の見直し」、「草刈現場付近の住民苦情に対する行政対応」、「住民ボランティア活動の燃料助成」等、行政対応を考える時ではないでしょうか。適切、明確な回答を求めます。

次に、例えば草刈り作業であれば、農家は除草機の保有率が高く除草作業にも慣れておられますので各改良組合等に行って頂き、ボランティア的費用相当分を支払うという仕組みは出来ないのでしょうか、考えをお尋ねします。

◎議長(佐伯雄幸君) 産業環境課長 馬場誠君。

◎産業環境課長(馬場誠君) お答えします。

川辺町の耕地面積は田が170ha、畑が84ha、樹園地が3haで合計257haです。川辺町の総面積が41.16平方キロメートルですので、約6.3%を農地が占めています。

耕作がされていない田畑については、「耕作放棄地」のほか「荒廃農地」、「遊休農地」とも呼ばれています。まずは、3つの定義を整理いたします。

「耕作放棄地」とは5年ごとに調査する『農林業センサス』による、農家への質問事項です。

質問の趣旨は、「以前は耕作していたが、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思があるのか否か」の意思確認をするもので、実際の質問内容は『所有している田、畑のうち、耕作を放棄した面積を記入』で聞き取っています。

要するに、「農家自身が耕作を止めた。今後も作付けするつもりはない。」と判断したものが耕作放棄地としてカウントされ、平成27年ではその面積集計が全国で42万3千haでした。ただし、農林業センサスでは耕作放棄地に分類されていますが、耕作は止めているものの、周囲に迷惑が掛からぬよう、草刈りや田起こしなどで適正な状況を維持している方も多くいらっしゃいますので、その点はご留意願います。

次に「荒廃農地」と「遊休農地」ですが、これは、田・畑の地権者の意思や今後どうするのかの聞き取りをしたものではなく、客観的な判断によるものです。

議員ご指摘のとおり、害虫や雑草が発生したり、森林のような状況になっていて、生活に様々な影響を及ぼす恐れがある農地はおおむね「荒廃農地」に分類されます。

当町においても、昨年秋に農業委員会が実施した農地パトロールによって、荒廃農地・遊休農地に当たる田と畑のうち、管理が長期間に渡ってされておらず、周囲への迷惑度が高く、景観を著しく損ねている2.1haの農地の所有者18名に対し、文書を送付して、早急な適正管理を促しておりますので、御理解願います。

次に、現制度を見直し「事故保険の見直し」や「ボランティア活動の燃料助成」などの行政対応を考える時ではないか。また、除草作業に手慣れている各改良組合などに、ボランティアの費用相当分を支払うことで各種の作業をお願いする仕組みは出来ないかの、2つの質問についてお答え致します。

まさに、この仕組みを作るべく現在動いております。

具体的には国の補助金「多面的機能支払交付金」を活用することです。

現在、農地や農地周辺は土地改良区の地元管理区や担い手さんにより管理がされておりますが、高齢化により、管理に支障が出たり、地元管理区ごとにお金の管理をしているため、この事務処理も負担となっています。

この状況から、地域の人々、学校や福寿会、担い手さんと連携協定を結び、共同での草刈りや水路の泥上げ作業を行ったり、小・中学校などに声を掛け、野菜栽培体験や生き物調査などの環境学習を実施します。また、福寿会と連携して、花の植栽活動を行います。

以上の事を実施することで、国の補助金が交付されるため、今までは農業者が無償で行っていた作業・活動に対しても金銭的な支援を受けられます。そして、地元管理区がそれぞれ行っている煩雑な事務を、事務局となる産業環境課で行うことが可能になります。

この事業を進め、国の採択を受けるためには、組織の母体となる地元管理区の理解と協力が必要です。また、面積要件50ha以上を満たす必要もあります。したがって、複数の管理区、例えば、下麻生区、上川辺区と鹿塩区が連携していただくと田畑の合計が52ha程となり、要件を満たすことが出来ます。一足飛びに全11地区の地元管理区で実施するのも難しいだろうと考えておりますので、土地改良区理事会等で昨年度から説明をさせていただいており、今年度は必要に応じて、地元管理区に丁寧な説明を行っていき、令

和6年度には実施にこぎ着けたいと考えております。そして、令和7年度にはさらに、地区を追加できるよう、進めていきます。

したがって、是非、国の補助金が活用できますよう、議員各位におかれましても、地元の管理区の代表者の方々に「一度、産業環境課の説明を聞いてみてはどうか」などとお声がけをしていただけますと幸いです。

また、今回のご質問に回答することで、当課が取り組んでいこうとしております事業と制度の概要を多くの方々に知っていただく機会となりましたことに感謝を申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎9番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 井戸三兼君の再質問を許可します。

◎9番（井戸三兼君） まず第1に、ボランティア的費用相当分は、交付単価でいくらで、具体的にどういう費用が対象なのか教えてください。

◎産業環境課長（馬場誠君） まず交付金の単価につきましては、国が一律の基準を設定してございます。それに対して各都道府県によって改めて金額を定めておまして、川辺町の場合、田と畑で金額は若干違いますが、田んぼにつきましては1反あたり4,800円、畑につきましては3,080円となります。

そして、どのようなものに交付金が活用できるかということですが、まず農道補修や水路補修のための砕石、砂利、セメント、草刈り機の歯や紐などのもの、そして燃料費、そして活動保険料や活動日のお茶代、そして活動参加者への日当も交付金として活用することができます。以上です。

◎9番（井戸三兼君） 議長、再々質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 会議規則第54条ただし書きを準用し、井戸三兼君のそれを許可します。

◎9番（井戸三兼君） 川辺町の耕作面積257haですから50ha以上の面積要件ですと、11地区だと5区分に分けられることとなります。2地区以上の組織を作る必要がありますけれども、全国一律で50ha以上の要件は大きすぎると。自治体ごとにやる方がまとまりがいいんじゃないかと思うんですが、県単位でこの反対はなかったのでしょうか。

◎産業環境課長（馬場誠君） 今、御質問にありました50ha以上について、いろんな都道府県から大きすぎるんじゃないかという質問だったかと思いますが、ちょっとその前に御説明させていただきたいと思います。

都道府県につきましては50ha以上となりますが、北海道におきましてはこの30倍の1,500ha以上で交付金の要件を満たします。そして今の50ha以上をいうのは、一番小さな面積要件でして、川辺町の場合は条件振り値の特定農山村地域というところに該当しますので、この50ha以上を満たしますと交付金を支払うことが可能になってきますので、そのへんのことは御了解いただければと思います。

◎9番（井戸三兼君） 所見を述べて、終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎9番（井戸三兼君） 大変良い施策ですので、何とか2地区以上まとめてこういうことができればいいかなあと、そういうふうにあります。ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。福島地区への企業進出についてでございます。

福島地区にデータセンターとIT関連企業が進出するということが、大いに期待をしていましたが、先の行政連絡会議において町長から、また、今月10日に行われた地権者説明会で進出企業についての説明があり、その内容について驚いています。

エンジンからモーターへ、EV化への流れは世界的な潮流となっており、EV化をより効率的に行うためには蓄電池の小型化・充電能力や時間・走行距離の伸長が欠かせません。こうした能力で世界最先端のバッテリーを生産する企業がくるとのことですが、以下の点についてお尋ねします。

(1) データセンターや半導体企業の進出というのは、単なる噂であったのでしょうか。また、進出企業の情報は、いつ分かったのでしょうか。

(2) 進出企業について検索してみましたが、よく分かりません。東京都所在で、本年1月17日に法人番号指定が行われたばかりの蓄電池システムの開発・製造・販売をする会社としか分かりません。進出企業の資本構成はどのようになっているのでしょうか。

(3) 地域未来投資促進法は、国が策定する基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を作成し、国が同意するものですが、県の企業誘致課が所管しています。企業誘致課とのコネクションは取っておられるのでしょうか。

以上3点について、どのようにお考えかお尋ねします。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） お答えします。最初に今回の企業進出につきましては、地域未来投資促進法によるものですので、その点についてお話しさせていただきます。

この法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業」を支援し、地域経済の発展に資することを目的に、従来の企業立地促進法が改正されたものでございます。法律の背景には、過度な東京一極集中の是正と新たな地方創生を目指すものとして制定されています。この法律により、国が基本方針を策定、これに基づき市町村及び都道府県が、地域の特性を踏まえた基本計画を策定します。この計画に沿って事業者は「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認後に事業を実施することができます。

岐阜県では、県内全市町村で戦略的な工場用地の開発の推進と企業誘致戦略を展開すべく、「岐阜・中濃地域」「岐阜・西濃地域」「東濃・中濃地域」「飛騨・郡上地域」の4つのエリアで基本計画を策定しています。川辺町は「岐阜・中濃地域基本計画」に含まれており、計画のポイントとして、当促進区域は、航空宇宙関連、自動車等の輸送用機械器具製造業や工作機械製造業など様々な製造業が立地しており、これらの産業集積を活用した成長ものづくりを促進、また、科学技術に関する研究開発機能の集積拠点であるテクノプラザの知見を活かした第4次産業革命、「小瀬鵜飼」等の地域の特色ある観光資源を活用した観光など、様々な産業の育成に努め、付加価値の創出を図るとしています。

事業者は、この基本計画に沿った事業を展開することにより、国からの財政支援や金融機関からの融資、さらには税制優遇措置等を受けられるため、大きなメリットが生まれるのです。

ただし、先ほどお話ししました事業者が策定する「地域経済牽引事業計画」は、地域の特性を活用しているか、高い付加価値を創出することができるかなどの経済的効果が見込まれるかといった要件をクリアする必要があり、進出できる事業者は限定されます。

さて、1点目でございます。データセンター、半導体関連企業の進出は単なる噂だったのか、また、今回進出予定の事業者については、いつ頃情報を知ったのかについてお答え申し上げます。

仲介業者からは、このエリアに進出したい企業情報として、データセンターや半導体企業であると聞いていたため、噂ではなくそれが事実です。今回進出を予定している企業については、昨年11月末ごろ仲介業者からお聞きしましたが、その時点では年内を目途に法人登記をされるということでしたが、実際には、令和5年1月6日に登記されています。

次に2点目、進出企業の資本構成についてのご質問にお答えします。これにつきましては、企業の履歴事項証明書により確認できる範囲のお答えになりますが、資本金100万円となっています。こちらにつきましては、代表取締役社長様の持ち株であることを確認しています。

次に3点目、県の企業誘致課との関係、つながりといったご質問でございます。当然ながら、本事業につきましては、県が策定した「岐阜・中濃地域基本計画」に基づいて実施されるものです。事業の概要や制度の流れなど、情報提供や確認といったかたちで連絡を取り合っておりますが、現段階では事業者の具体的な事業計画が示されていないため、県においては動向を注視している状況です。事業者は現在、地権者様との合意を進めているところですが、合意形成が整った段階で、基本計画にこの地域を重点促進区域に設定する必要があります。この作業は、基本計画の変更に該当するため、県は改めて国に対し協議し同意を得なければなりません。その後、町で「土地利用調整計画」を策定しますが、町及び県等の関係機関と十分調整を図る必要がございます。

なお、地権者様との合意形成が成立しない場合には、当然ながら本事業は白紙撤回となります。町としましては、国の基本方針とそれに基づく県基本計画に従い、事業者の相談窓口として、引き続きその役割を果たして参りたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎9番（井戸三兼君） 議長に要望します。再質問が複数ありますので、1問1答方式で再質問することを許可願いたいのですが。

◎議長（佐伯雄幸君） 井戸三兼君の再質問を許可します。

◎9番（井戸三兼君） ありがとうございます。

それではまず第1番目に、地域未来投資促進法適用の条件である、進出企業の高い付加価値喪失及び経済的効果は見込まれますが、「地域の特性を活用して」という部分が不明です。どのように地域特性を活用するのか、お考えをお聞きしたいと思います。

◎町長（佐藤光宏君） 今回の企業様の進出につきましては、何よりも川辺町の気象条件、地形的な有利さを挙げておられます。私が記憶するところでは、大きな災害は昭和43年の飛騨川バス転落事故、その前は昭和36年の伊勢湾台風ぐらいで、もう過去50年以上大きな災害は起こっておりません。台風しかり、地震については活断層は川辺町の下は走っておりません。近くには、アデラ断層というのがございますけれども、これからは離れ

ておりまして、直下型の地震はおそらく川辺町ではあまり考えられないということでございます。

現在議論されております南海トラフ巨大地震につきましても、川辺町は標高で70メートルございますので、津波の心配は全くございません。

そういった地形的な有利さ、それから例えば東海環状自動車道を利用して、豊田、名古屋、あるいは東京、大阪、そういった所が高速道路で連なっておりますので、輸送手段につきましても恵まれておるということでございます。さらにはまだ、農地転用の話は進んでおりませんが、この5万坪の土地は平地でございますので、非常に魅力的な場所でございます。そういったような理由から、企業様は川辺町に何回かお越しになりまして、川辺町の良さを気に入ったということでございます。こういった利点を活用しながら、事業を進めていきたいというようにお話になっております。

◎9番（井戸三兼君） 次の質問にうつります。

データセンターや半導体企業が、噂ではなく事実だったということならばデータセンターや半導体企業は、進出を諦めたのか。仲介業者が嘘を言っていたのか。なぜ進出企業が変わったのか、その点についてはどのようにお聞きになっておりますでしょうか。

◎町長（佐藤光宏君） 先ほどもお答えを申し上げましたが、11月末に私どもも全個体イオンリチウム電池の製造業者ということを知りまして、ある意味驚いたわけでございます。それは、議会の皆様に御説明した時の驚きと全く変わりございません。かつてデータセンターとか、半導体製造工場とか言われておりましたけれども、データセンター、半導体製造工場、両方作るわけにはまいりませんので、仮にデータセンターが来る、仮に半導体製造工場が来る、そのように思っておりましたけれども、先ほど議員からもご指摘ございましたように今EV革命が行われておまして、全個体リチウムイオン電池を製造する会社があると聞いております。いずれにいたしましても、議員も御出席になりました先の6月10日の地権者説明会におきまして、その会社の代表取締役社長が直にお話になりましたので、それらを参考に御理解いただきたいと思います。

◎9番（井戸三兼君） 次の質問にうつります。

不動産業者が変わるということですが、新しい不動産業者は誰なのか情報は掴んでおられるのでしょうか。

◎町長（佐藤光宏君） まだ、わかりません。

◎9番（井戸三兼君） 続きまして、進出企業の資本金100万円という事ですが、失礼ですが、このような小さな個人会社では、土地購入費だけでも2億5千万、地主から直接買ったとしてそういうことですが、それに工場、機械、設備、構築物、造成費等含めるとどれくらいかかるのか、50億か100億かわかりませんが、膨大な費用がかかると思います。

で、これに対してですね、日本政策金融公庫から固定金利で融資を受けるとするとですね、貸付限度は7億2千万が限度です。それから、信用保証協会へ入れる債務保証の一般枠が2億8千万に特別枠の2億8千万、足しても5億6千万ということですが、資金調達の面でも不審が募りますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎町長（佐藤光宏君） 6月13日、今週の火曜日なんですが、これたまたま岐阜新聞の1面トップに出た記事のコピーを持って参りました。おそらく議員さんもお読みになった

と思うんですが、『トヨタ27年にも実用化 EV全個体電池。耐久性向上に成功。後続距離倍以上に。』ということで、ここに写真が出ております。全個体イオンリチウム電池。そして3月に、東京ビッグサイトで見本市がございまして、私、参事、議長、副議長とその見本市に行って参りました。まさにこの写真の全個体イオンリチウム電池が展示されておりました。そこまでは事実でございまして、あと会社の設立年月日1月6日、それから資本金は代表取締役社長が100万出して、とりあえず会社を設立したというように私はとらえておまして、その後の事業活動の資金等々はおそらく1千億を超えるのではないかなというように考えております。その資金調達をどのようにするかというのは、まだ、伺っておりませんので、ここで答えをすることはできません。

◎9番(井戸三兼君) 続きまして、市町村が作成する土地利用調整計画が必要となるわけですが、設備しようとする施設ごとに予定建築物の用途、工場、物流施設、その建築面積等記載する必要がある、5万坪の利用概算図面も必要になります。だいたいこんな配置になります、くらいのことは知っておく必要がありますが、大まかな配置図、あるいは完成予想図みたいなものが普通は2年先に建てようとしたら、最初こんな形のものが出るよと示すわけですけども、そういうものはまだ出てないんでしょうか。

◎町長(佐藤光宏君) まだ、出ておりません。

◎9番(井戸三兼君) 最後になりますが、この10日に行われた地権者説明会での町長の対応には、何としても川辺町にとって大事なことからこれをやり遂げるんだ、という気概を感じ取られませんでした。何としてもやり遂げるという気持ちはないんですか。この話が持ち上がってから6カ月以上経ちますが、まだ、勉強中なんですか。お尋ねします。

◎町長(佐藤光宏君) 私の気概が感じられなかったというのは、誠に申し訳ございませんでした。

私自身は、福島地区の工場誘致、進出の件、それから、駅西地区開発事業、小学校統合事業、この3つを三大ビッグプロジェクトと呼びまして、役場内ではこの3つをぜひともやるんだ、というような方向で進んでおります。

最初に挙げました今回争点になっております福島への企業進出につきましては、まだ土地は当然、まだ売れません。何となれば、農地転用が許可されておられないのでできません。農地転用が許可されるには、地域未来促進法に則った許可が必要になってまいります。その前に先ほども申し上げましたように、事業者が地域経済牽引事業計画というのを川辺町に出す必要がある。それに基づいて川辺町と県が相談して、基本計画を作り、それが国へ行って承認されると県、町へ下りてきますので、その時に改めて農地転用許可が下り、その後の町づくりについては我々役場が主導的な役割を担うものと考えております。いずれにいたしましても、まだその地域経済牽引事業計画というものは私どもの手に入っておりませんし、今、議員がいろいろご質問なされたように、この企業一体何者だ?というような感じなんですね。ただ、企業様と接触は頻繁に取っておりまして、企業様から「ぜひ、東京ビッグサイトでの見本市を町長さんだけじゃなくて、議会議員さんもぜひ見てほしい」ということで私どもに申し込みがございました。で、行って参りました。まあ、そういったことで企業様との動きと同調しながら、着々と足場を固めて進んでいきたいな、と。そうでないと、農地そのものが売れない場合は、事業そのものはもうまさに絵にかいた餅で

成り立たないということになりますので、私としては慎重かつ着実に進めていきたいと、まあそういったことが気概がないように見えたのかなあ、ということで大変恐縮しておりますけれども、どうぞよろしく御支援いただきますようお願いを申し上げます。

◎9番（井戸三兼君） 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎9番（井戸三兼君） 福島地区への企業の進出というのは、川辺町にとって大きな転換点でございます。こうした時に、ちょっとわけのわからない企業だなあという感触がしております。先ほど、町長が新聞を見せられましたが、私も読みましたが、トヨタ、日産、ホンダ、こういうところもEV固定電池の実用化に向けてやっている最中ございまして、トヨタの場合には27年に実用化を目指す、ということでございます。

わけのわからない企業より、こうした企業にアプローチしていくべきではないかなあと私は思いますが、そういうアプローチの手段がないのかわかりませんが、ぜひ、アプローチしていただきたいなあと思ひまして、議場で質問を終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で井戸三兼君の一般質問を終わります。議席番号5番 櫻井芳男君。

◎5番（櫻井芳男君） 議長より、質問のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問内容は学童見守りについて、回答を求める先としまして、教育長をお願いいたしました。

朝の通学時、午後の下校時等に見守りが実施されています。地域差があると思いますが、福寿会の会員等をお願いしているところもあります。ただ、高齢化により見守りが困難になり、一部の方たちに負担が集中していると感じておりますし、十分な対応ができていないように思います。学童の見守りとは、つまり子供たちを地域の人々で守ろうとする趣旨の行動と考えます。

当町では小学校統合の予定がありますが、まだ先のことです。それまでの間も含めて、見守りについての町民運動のような波を起こすことを考えては如何でしょうか。少子化と問題にされていますが、今いる子供たちを守ることも十分でない状況ではないでしょうか。

町としての姿勢をお答え下さい。

◎教育長（白村茂君） それでは、櫻井議員から御質問のありました、学童見守りについてお答えいたします。

本町における児童・生徒の見守り活動は、登下校を中心に行っていただいております。その活動母体となっておりますのは「川辺町防犯活動団体」として登録された「区」（自治会）や福寿会でございます。現在、町内14団体の皆さんが日々精力的に「見守り隊」として活動されております。こうした見守り活動により、安全・安心な登下校が確保されかつ継続できていることは何ものにも代え難く、教育委員会といたしましては感謝の念に堪えません。この場をお借りして心より感謝申し上げます。

その他、町としての子どもの安全・安心・見守りの状況といたしましては1つ目として、「子ども110番の家」制度がございます。子どもが不安や危険を感じた時に駆け込んで保護していただける家のことで、通学路の周辺に町内90カ所のお宅や店舗、事業所などにご協力いただいております。

2つ目といたしましては、小学校入学時に防犯協会からいただいた防犯ブザーを全員が持って通学しております。

3つ目としては、「町通学路交通安全推進協議会」による通学路の合同点検を行っております。PTA（保護者）や各小中学校等から寄せられた通学路の危険箇所等を、岐阜国道事務所（国道）や可茂土木事務所（県道）、町基盤整備課（町道）、各小中学校、町教育委員会が毎年8月に合同点検をし、安全対策を講じております。

4つ目としては、防犯カメラの設置を進めております。令和2年度を初年度に駅前や通学路、主要な交差点などを中心に令和4年度末では36台が稼働しており、今後さらに設置を進めて参ります。これらは犯罪や事故の抑制効果と通学する児童・生徒にとっての安心感に繋がっております。

5つ目としては、民生児童委員、交通安全協会、女性の会など、各種団体の皆様における見守り活動や、下校時刻に防災行政無線での見守り呼びかけなどがございます。

いずれにいたしましても、「見守り隊」の皆さんのように登下校に付き添い寄り添って、あいさつや声かけしていただけることが、子ども達にとって最も安全で安心できるものではないかと思っております。

議員御指摘のとおり、近年は「見守り隊」の皆さんの高齢化が進み、一部の方への負担増や地域差も感じております。加えて見守り力の低下も懸念されておりますが、児童・生徒の登下校に限らず、川辺町の子ども達がより多くの方々に見守られながら生活できることを切に願っております。

そして、議員仰せの「見守りに関する町民運動」でございますが、大変ありがたいご提案でございます。先に述べました見守り活動等をさらに拡充させるべく、あらゆる場面でPRや啓発を行い、保護者をはじめ、PTA、地域住民、行政、警察、企業、各種団体等が連携・協働し地域全体で一体となって取り組んでいけるよう進めて参りたいと考えております。

また、町内の小・中学校は令和5年度から「学校運営協議会制度（コミュニティスクール）」をすべての学校に取り入れることといたしました。「コミュニティスクール」とは、学校と保護者や地域住民の皆様がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みでございます。この仕組みの中でも、子どもの見守り活動がさらに充実できるよう取り組んで参りたいと考えておりますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎5番（櫻井芳男君） ちょっと具体的なことをお聞きしたいということで再質問させていただきます。

1つは、子ども110当番の家の制度がございます、ということで、これは私も承知しておりますが、連携的に何か行動を起こされているのか、そしてもう1つはですね、後段の方で御説明がありました見守りの町民運動ですけれども、保護者PTA等、地域全体として取り組んでいけるよう進めてまいりたいということですが、これをやっていただくこ

とはもちろんいいことですが、具体的に動きがあるのかなのか、この2点、ちょっと教えていただけたらと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 教育長、白村茂君。

◎教育長（白村茂君） 子ども110番の家につきましては、毎年各小中学校、特に小学校を中心をお願いしております、普段も見守っていただけるようお願いですとか、駆け込んだ時や何かあったときの保険を町の方で負担させていただくとか、その程度については申し訳ないですけども、そういったところで110番の家に登録された方に、あまり負担がかかりすぎないようにということは思いながら、お願いはしております。

2問目ですね・・・、あと、具体的な取り組みとしましては、先ほど申しました、川辺町防犯活動登録団体というところですね、いわゆる見守り隊への皆さんへの働きかけは、さらに拡充していきたい、あとそういった団体を年1回とか2回とか集まっていたらいいかとか、どういった方法があるのかということ、改めて協議させていただく場を設けたいというのが1点、もっとおおもとにある川辺町生活安全推進協議会としまして、各種団体の代表者の方にお集まりいただいてこれも年3回、4回ほどお願いする機会があります。その時は警察の方とか皆さん来ていただいて、その中で改めて御協議させていただいたり、意見を聞いたりして、いろんなアプローチの方法があるかなと思いますので、そっちの方も含めて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、所見を述べて次の質問にうつりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 今のことを実行していただきたいということ、そして町民運動、私の若い頃のことですけども、小さな親切運動というのを蚊帳清二さんという東大の学長が提唱されまして、これが非常に大きなうねりとなったと記憶しております。少子化云々と言ってる割には子どもへの関心がないように感じるのですが、そのような観点から川辺町は子どもを見守るといふばかりじゃないが、もっとも子どもを大切にするという、そういう雰囲気醸し出すような運動というか、波を起こしていただきたい。これは役場だけでは済みませんが、そのようにお願いしたいと。

そしてもう1つは、今見守りの方が非常に高齢化になっているということで、そしてそれも1回出れば義務化のような圧迫を、プレッシャーって言いますか、そういうものを感じる方が多いようです。出れる日、家の前で見守る、そのようなこともきめの細かい形で促していただきたいというふうに望みまして、所見として終わりたいと思います。

続きまして2つ目の質問をさせていただきます。質問は自治会組織についてです。回答を求めましたのは、町長の方をお願いしております。

最近、地震が頻発しています。川辺町は比較的大きな断層もないとのことで安心できる地域と思っています。しかし、川辺町外の近郊で震度6強など強い地震が起きた場合、その影響がないとは言えないと考えております。

そこで、最近よく耳にするのは、組付き合いの拒否と言いますか、組付き合いをしたくないなどの住民の方が増えているということです。つまり組付き合いをしない、そして区との付き合いもしないとなると、その地域との交流が希薄になり、回覧板などの連絡網もない状況が想定されます。もし災害などが起きた場合に対応ができなくなるなど、看過で

きない事態が想定されます。住民票が川辺町にあり、しかも特別の事情がない限り、住民税等を支払っている住民に対する対応が求められると考えます。

きめの細かい対応は町の人口増加に繋がり、ひいては岐阜県内人気町村第2位に値すると考えますが、町としての対策があればお聞かせ下さい。さらに大げさに言えば自治会組織の見直し、また、地域住民との繋がりや在り方等、この先検討が必要と思います。併せてお聞かせ下さい。

◎町長（佐藤光宏君） 自治会組織の希薄化というか弱体化については、我々執行部といたしましても大きな問題をはらんでおるといことでございますし、3月に行いました新旧合同区長会においても同じことが提案といたしますか、疑問を提起されまして、どうしようかと難しい立場に立ったわけでございます。議員の御指摘と全く同じ気持ちでございます。そういったことを前置きといたしまして、答弁をさせていただきます。

多くの自治会組織は、役員の高齢化、担い手不足などの課題を抱えており、高齢化の進展は、地域伝統行事の継承、冠婚葬祭等の支え合い活動、その他地域での共同作業の継続に大きな影響を与えるものと考えられます。また、自治会組織への未加入や脱退、町民同士の交流の希薄化については、川辺町のみならず全国的に問題となっております。

町といたしましては、自治会組織に加入していない方にも等しく行政サービスを提供させていただく訳でございますが、自治会組織に加入することのメリットといたしましては回覧板等による情報共有や、さまざまなイベントやレクリエーション活動などを通して、友人や顔見知りが増えること等が挙げられます。地域の繋がりが強くなりますと、登下校をする子ども達、単身の高齢者などの相互の見守りや声掛けにも繋がります。また、地域によっては自主防災組織を結成し、災害に備えており、こうした活動は災害時や緊急時の支え合いにも繋がります。これらの状況を鑑みますと、自治会加入率の増加と維持は、川辺町全体として取り組んでいくべき課題であり、川辺町第5次総合計画でも自治会加入率の増加を目標として掲げております。

さて、御質問のございました町が実施している自治会組織への支援と対策といたしましては、地区集会施設整備補助金を交付し、自治会活動の拠点である地区集会施設の整備を支援しているほか、区事務費補助金の交付など財政的な支援に努めております。また、自治会の加入促進につきましては、今年度からの新たな取り組みとして、加入促進のパンフレットを作成し、転入者に対して窓口で配布する取り組みを準備しているところでございます。今後は、広報無線やデジタル媒体等の活用により自治会組織に依頼する配布物を少なくすることなども検討していかねばならないと考えております。

一方で、自治会組織に未加入の方や、脱退された方にお話を伺いますと、高齢や病気などの理由で自治会等の役員を務めることが困難であるといった声も聞かれます。自治会組織の皆さまにおかれましては、班や組の再編成、役員を選出方法の見直し、個々の家庭の状況に応じた役割分担なども検討していただくと幸いです。

最後になりますが、自治会組織への加入はあくまでも任意のものであり、町や自治会組織から強制できるものではないことも御理解いただいた上で、引き続き地域の皆様と連携し、加入促進に努めて参りたいと存じます。川辺町が、お互いに助け合い、引き続き「住み続けたい町」と言われるよう、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いし、私からの答弁とさせていただきます。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 私が身近に感じているところでは、財政的な支援は当然行っていただきたいと思いますが、役職の方が非常に業務が増えて、そして極端に言えば「町から丸投げされている」と言われる方もおいでになるんですが、区長が仕事と両立できるような状況ではない、ということも注意点だということでお考えをいただきたい。今後の計画ですね。

そして川辺町第5次総合計画後期基本計画にも104ページ、今お手元にはないと思いますが、そこには非常にこの問題について加入率等、目標値等が書いてございました、拝見いたしました。その中で、町づくり座談会の開催というところで、座談会などの機会を充実します、とのことですが、具体的に今から質問するわけではございませんけれども、このようなことの具体的な実施をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

◎議長（佐伯雄幸君） これで、櫻井芳男君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、休憩に入りたいと思います。再開時間は10時15分と定め、休憩といたします。

（休憩 午前 9時59分）

（再開 午前10時15分）

◎議長（佐伯雄幸議員） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第22号「川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例」から、日程第8 議案第28号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)」までの7議案を一括議題といたします。ただ今、議題といたしました7議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果ならびに経過について報告を求めます。

総務委員会委員長 平岡正男君。

◎総務委員長（平岡正男） 議長より、報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果ならびに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第22号から議案第28号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第22号「川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例」、議案第23号「川辺町第5次総合計画の変更について」、議案第24号「令和5年度川辺町一般会計補正予算(第1号)」、議案第25号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第26号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、議案第27号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)」、議案第28号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)」、本委員会は、付託された議案第22号から議案第28号までの議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された7議案について、6月6日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ66件余りの質疑に対する応答を行いました。

6月8日に討論、採決を行った結果、7議案については報告書にありますとおり、いずれの議案についても全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、委員長報告に対する質疑を終わります。これより、案件ごとを議題とします。

議案第22号「川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号「川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び川辺町国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号「川辺町第5次総合計画の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「川辺町第5次総合計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「令和5年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「令和5年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「令和5年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「令和5年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「令和5年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第1 「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査」の申出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) ただ今は、全議案につきまして御了解いただきまして、誠にありがとうございました。

コロナも一段落ということで、川辺町で予定しておりますイベントにつきましては、全力投球でこれから進めて参りたいと思っております。

今週の日曜日、6月18日には川辺清流レガッタ、そして8月12日土曜日には第44回川辺おどり花火大会、9月2日土曜日には青少年育成の集い、青少年主張大会がございます。それぞれ、皆様の御出席を賜ればと存じております。

いよいよ来週の水曜日、6月21日が夏至でございます。最近、かなり強い雨が降っておりますし、地震も各地で起こっております。さらには台風が2号、3号と続けてやってきました。災害の季節がやってきたというような気持でおります。

どうか皆様方、それぞれの地域で町民と安心安全について、語り合っていたきたいと思っております。

それから、8月のお盆過ぎには、町議会議員選挙がございます。また9月に、皆様と議論ができますように、お祈りをしております。

いずれにいたしましても、6月議会、本日で閉会でございます。これまで賜りました御支援に改めて感謝を申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(佐伯雄幸君) これをもちまして、令和5年第2回定例会を閉会とします。

(閉会 午前10時32分)